会社名 株式会社マースエンジニアリング代表者氏名代表取締役社長 松 波 明 宏連絡者氏名執行役員総務部長 佐 藤 忠 義電話番号0 3 - 3 3 5 2 - 8 5 5 5(コード番号6419東証第一部)

ストックオプション (新株予約権)の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成17年5月16日開催の取締役会で決議したストックオプションとして新株予約権を発行する内容を下記のとおり一部変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

(変更前)

- 3.新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式1,000,000株を上限とする。

なお、株主総会決議後において当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

10,000個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、 同様の調整を行う。)

(変更後)

- 3.新株予約権発行の要領
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

普通株式1,500,000株を上限とする。

なお、株主総会決議後において当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は

当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合は、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

15,000個を上限とする。

(新株予約権1個につき普通株式100株。ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、 同様の調整を行う。)

(注)上記の内容については、平成17年6月29日開催予定の第31回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上